

入札説明書

令和8年4月9日付け公告の「令和8年度共同セキュリティ監査業務」に係る入札については、下記のとおり実施します。

なお、この入札説明書に定めのない事項については、地方自治法及び同法施行令、愛知県財務規則等の例によります。

記

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

令和8年度共同セキュリティ監査業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

別紙、令和8年度共同セキュリティ監査業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月5日（金）まで

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（令和8年4月～令和10年3月）「03:役務の提供等」のうち「08:コンピュータサービス」に登録されている者又は同等の資格を有する者としてあいち電子自治体推進協議会が認めた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 入札参加資格確認申請書提出期限日から開札日までの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領による指名停止措置を受けていないこと。

(6) 入札公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。

(7) 入札公告の日から過去5年以内において、地方公共団体における情報セキュリティ監査の実績があり、情報セキュリティに関する高度の専門性を有すること。

(8) 日本セキュリティ監査協会（JASA）「情報セキュリティサービス基準審査登録制度」の「情報セキュリティサービス台帳」において「情報セキュリティ監査サービス」に登録されていること。

3 入札参加資格の確認に関する事項

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次の手続に従って、入札参加資格確認申請書類（以下「確認申請書類」という。）を提出しなければなりません。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。また、一旦受領した書類の返却、差し替え及び再提出は認めません。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ あいち電子調達共同システム（物品等）業者登録番号報告書（様式2）
- ウ 会社概要及び担当者届（様式3）
- エ 入札公告の日から過去5年以内に、地方公共団体と締結した情報セキュリティ監査業務（又は類似する業務）の契約書及び業務完了報告書の写し
- オ 日本セキュリティ監査協会（JASA）の「情報セキュリティサービス基準審査登録制度」の「情報セキュリティ監査サービス」に登録されていることが分かる書類の写し（「情報セキュリティサービス基準審査登録審査結果通知書」等）

(2) 提出方法

電子メール又は郵送等

(3) 提出先

あいち電子自治体推進協議会事務局
（愛知県総務局総務部デジタル戦略課地域デジタル化推進グループ）
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（〒460 - 8501）
電話（052）954 - 6135（ダイヤルイン）
電子メール info@e-aichi.jp

(4) 提出期限

令和8年4月22日（水）午後5時（必着）

(5) 入札参加資格の確認及び確認結果の通知

入札参加者から提出された確認申請書類に基づき入札参加資格を確認し、その結果を記載した通知書（以下「確認通知書」という。）を令和8年4月30日（木）までに電子メール又は郵便により送付します。

(6) 入札参加者の資格喪失

入札参加資格を認められた者が、落札者決定の日までにおいて、次の事由に該当することとなったときは、入札参加者の資格を失うものとします。

- ア 仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別精算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、業務執行が困難と見込まれたとき。
- ウ その他本件業務に着手し、又は本件業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(7) その他

- ア 確認通知書により入札参加資格があると認められた者（(6)により入札参加資格を喪失した者を除く。）でなければ、入札に参加することができません。
- イ 確認申請書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- ウ 提出された確認申請書類は、返却しません。なお、これらの書類は原則として公表せず、資格の確認以外の目的で使用しません。

4 入札に関する事項

(1) 入札書の作成

ア 入札者は、本件業務に係る人件費、必要な物品等一切の経費を含めた契約金額を見積もってください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書（様式4）に記載してください。

ウ 入札書に必要事項の記入をした上で、入札封筒（様式5）に封入、封緘、封字等してください。

(2) 提出期限

令和8年5月8日（金）午後5時（必着）

(3) 提出方法

郵送等

(4) 提出先

3(3)に記載の場所

5 開札に関する事項

(1) 日時

令和8年5月11日（月）午前10時

(2) 場所

3(3)に記載の場所

(3) 立会い

開札は、本件入札事務に関係のない職員の立会いの上で行います。

6 入札に関する質問等

(1) この入札説明書、入札方法、契約内容等に関する質問は、質問書（様式6）に記入の上、令和8年4月22日（水）午後5時までに3(3)に記載のアドレスに電子メールで送信してください。電子メール以外の方法（電話、ファックス等）では、一切受け付けません。

(2) 受け付けた質問は、令和8年4月30日（木）までに入札参加者全員に電子メールで回答します。

7 入札保証金

(1) 入札参加者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）を4(2)の期限までに納めなければなりません。ただし、入札参加者が次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除するものとします。

ア 保険会社との間にあいち電子自治体推進協議会を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 過去の実績から判断して、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 入札保証金は、落札者決定後に還付します。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付します。

- (3) 入札保証金の還付を受ける場合には、領収証書等を出納員に提出するものとします。
- (4) 落札者が納付した入札保証金については、落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができます。
- (5) 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することはできません。
- (6) 入札保証金を納付した落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金はあいち電子自治体推進協議会に帰属します。

8 入札の無効

愛知県財務規則第 152 条の規定に該当する入札は、無効とします。この場合、再度入札にも参加できません。

9 入札の延期等

入札参加者が連合し、又は不穩の挙動をする場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、入札を延期し、又はこれを取りやめることがあります。

10 入札又は開札の中止

天災、その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札又は開札を中止します。なお、この場合における入札参加者側の損害は、入札参加者の負担とします。

11 落札者の決定

- (1) 入札参加資格及び仕様書等の要求要件を全て満たし、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとします。くじの方法等については、確認通知書と併せて通知します。

12 再度入札

5 の開札の結果、予定価格以下の入札がないときは、次により再度の入札を行います。なお、再度入札の回数は 1 回とします。

(1) 入札書の提出期限

令和 8 年 5 月 18 日（月）午後 5 時（必着）

(2) 入札書の作成及び提出方法等

入札書の右上及び入札封筒の「入札書在中」の右側に「2 回目」と朱書してください。その他は、4 (1)、(3) 及び(4) と同じです。

(3) 開札

ア 日時

令和 8 年 5 月 19 日（火）午前 10 時

イ 場所等

5 (2) 及び(3) と同じ。

13 入札の辞退

入札参加者は、開札日時までに入札辞退届（様式 7）を提出することにより、入札を辞退することができます。入札辞退届は、3 (3) に記載のアドレスに電子メールで送信してください。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の調達案件等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

14 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を契約締結日までに納めなければなりません。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

15 その他

- (1) 入札執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、この入札説明書を熟読し、公正かつ適正に入札を行わなければなりません。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく別添の契約書（案）により契約を取り交わすものとします。ただし、開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書1(7)アに規定する排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。
- (4) 暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、合意書1(7)アに規定する排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがあります。
- (5) 本案件について談合情報があった場合は、談合の有無の事実にかかわらず、その全てを公表することがあります。談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがあります。
- (6) 入札参加者は、あいち電子自治体推進協議会から提供を受けた文書、情報等について、第三者に漏らすことを禁ずるとともに、記載内容の無断転載を禁止し、本件調達に関する手続以外の目的に供してはなりません。
- (7) 契約の履行に当たり、妨害等を受けた場合は、速やかにあいち電子自治体推進協議会に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、入札による契約又は随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがあります。
- (8) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書（案）、仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(案)

契 約 書

1 業務名

令和8年度共同セキュリティ監査業務

2 業務の内容

別添の仕様書のとおり。

3 契約金額

金 円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月5日（金）まで

5 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2の規定を準用し、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、同規則第129条の3の規定に該当する場合は、全額免除とする。

6 その他特約事項

情報セキュリティに関する特約条項及び個人情報取扱事務委託基準

あいち電子自治体推進協議会（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間において、上記の業務について別添の条項により契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和8年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
（愛知県総務局総務部デジタル戦略課内）
あいち電子自治体推進協議会
会長 富安 精

乙

(権利義務の譲渡等)

第1条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(一括再委託の禁止)

第2条 乙は、この契約について業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第3条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(監督)

第4条 甲は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(検査)

第5条 甲は、乙の履行が完了したときは、10日以内にこれを検査するものとする。

2 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

3 検査の結果、不合格のものがあつたときは、乙は、甲の指定する期間内に完全なものを納入しなければならない。

(履行遅延の場合における違約金)

第6条 乙が、履行を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年3.0パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、履行完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

2 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて年3.0パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除

することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。
- (3) 甲の行う物件の検査等の際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- (5) 契約解除の申立てをしたとき。
- (6) 所定の日時まで契約保証金を納付しないとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第2号又は第4号に掲げる事項が、乙の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は乙の責に帰すべき事由によって履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 前2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また、既納物件があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

（談合その他不正行為に係る解除）

第9条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定に

よる課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第 8 条の 4 第 1 項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
 - (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前条第 2 項及び第 4 項の規定は、前 2 項により契約を解除した場合に、これを準用する。
（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第 10 条 乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第 1 項第 1 号から第 3 号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前条第 1 項第 4 号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の 10 分の 3 に相当する額を支払わなければならない。
- (1) 前条第 1 項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第 1 項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。
（暴力団等排除に係る解除）

第 11 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあって

は非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
 - 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第12条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(損害賠償)

第13条 乙は、乙の委託業務の従事者が、当該従事者の責に帰すべき事由により甲に有形、無形の損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。なお、賠償の上限金額は乙に故意または重大な過失があつた場合を除き、契約金額とする。

(業務遂行上の義務)

第14条 乙は、業務の遂行にあたり甲が制定した「あいち電子自治体推進協議会情報セキュリティポリシー」を遵守するものとし、情報資産の取扱いについて「総合情報セキュリティ

ティ実施手順」等各種実施手順に従うものとする。

(愛知県財務規則の準用)

第 15 条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）の定めるところによる。

(紛争の処理)

第 16 条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第 17 条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲の情報セキュリティポリシー及び総合情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第3条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、協議会の管理する区域（データセンター、愛知県デジタル戦略課）外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第5条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者はこの特約条項を遵守させなければならない。

(ネットワーク、情報システム等の使用)

第6条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲の管理するネットワークに乙の情報機器を接続し、又は甲の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ甲の指示に従い必要な事務手続きを行わなければならない。

2 乙は、前項のネットワークに接続した情報機器又は情報システムの端末について、業務遂行の目的以外の目的で利用してはならない。

3 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、甲の定める利用基準に従って適正な使用を行うとともに、特に第三者に使用させないよう適切に管理しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得て第三者に使用させる場合は、この限りでない。

4 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、前項に定めるものの他、情報セキュリティを確保するための必要な安全対策を講じなければならない。

5 甲は、乙が前項までの規定に違反した場合には、ネットワークからの情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置をとることができる。この場合において、乙の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、甲はその責任を負わない。

(資料等の返還等)

第7条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第8条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者を提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第9条 甲は、この特約条項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

2 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第10条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（甲による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001 等)の取得等の確認)を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第11条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第12条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、甲における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（乙の組織内において直接又は間接に乙の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出する。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(従業者の明確化等)

第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

3 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(再委託の禁止)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。甲の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、甲の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(目的外収集、利用の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等(電磁的記録を含む。以下同じ。)を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。また、甲の承認により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。また、甲の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(作業場所等の特定及び持ち出しの禁止)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(安全管理措置に関する事項)

第10 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために提供を受けた個人情報及び乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理(再委託先による管理を含む。)のために必要な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第11 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。また、乙が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。

(第三者等からの回収)

第12 乙が、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

(報告検査等)

第13 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第14 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置(個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。)を指示することができる。

(損害賠償)

第15 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

令和8年度共同セキュリティ監査業務仕様書

1 業務名

共同セキュリティ監査業務

2 発注者

あいち電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）

※以下、「協議会」は愛知県及び愛知県内市町村（名古屋市を除く。以下「各団体」という。）で構成される集合組織を指す。

3 期間

契約日から令和9年3月5日（金）まで

4 目的

各団体で、庁内 LAN や各種システムの整備を通じた電子自治体の構築が進んでいる中、個人情報を含む各団体の情報資産に対する脅威が増大しており、各団体の情報セキュリティポリシーを核とする情報セキュリティ対策の強化が必要になっている。

さらに、本県においては本協議会のもと電子自治体の構築を進めており、各団体の情報セキュリティ対策については、一定水準を確保し、団体間格差を解消し特定団体がセキュリティホールになることを防ぐ必要がある。

これらの必要性を踏まえ、各団体及び協議会における個別のセキュリティ対策の実効性を点検、評価し、改善の方向性を明らかにして、当該団体の情報セキュリティポリシーやセキュリティ対策に反映させるため、協議会を構成する各団体を対象とし、共同でセキュリティ監査を実施する。

5 監査内容

(1) セキュリティ監査の対象

ア オンサイト診断

共同セキュリティ監査参加団体（以下「参加団体」という。）で運用中の庁内 LAN、情報システム及びネットワーク機器（WEB サーバ、メールサーバ、DNS サーバ、住民記録システム、財務会計システム、ルータ、ファイアウォール等）

イ リモート診断

参加団体で運用中であり、インターネット上で公開されている情報システム及びネットワーク機器（WEB サーバ、メールサーバ、DNS サーバ、ルータ、ファイアウォール等）。なお、あいち情報セキュリティクラウド監視対象については、愛知県と調整を行うこと。

(2) 診断方法

オンサイト診断は、参加団体の庁舎内等に診断端末を持ち込み、また、リモート診断は、インターネット側から参加団体の5(1)のサーバ等機器に対して、任意の診断ツール等を使用し、最新のセキュリティ情報に基づく各種セキュリティ診断を実施する。

診断に当たっては、事前に診断に必要な事項を確認するための調査（予備調査）を併せて実施し、実施確認書を作成の上、参加団体に提出すること。

(3) 参加団体

別紙1のとおり。

(4) 診断IP数（発注予定数）

参加団体ごとの診断IP数（発注予定数）は、別紙1のとおり。

(5) 拠点数

オンサイト診断を実施する拠点（庁舎等の所在地）数は参加団体ごとに1つとするが、同一敷地内であれば、複数庁舎等も可能とすること。

(6) セグメント数

オンサイト診断の対象となる機器が接続されているネットワークのセグメントの総数は6以内。

(7) 診断実施日時

診断は原則として平日午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までは除く）に実施するものとするが、システムの性質上業務時間外にしか診断できないケースも考えられるため、休日及び夜間の実施についても対応すること。

6 監査実施計画書の作成

(1) 5に掲げる業務の実施にあたっては監査実施計画書を作成し、協議会の承認を受けるものとする。

(2) 監査実施計画書には以下の事項を記載する。

- ・ 監査の実施体制、協議会との連絡体制
- ・ 監査統括責任者及び情報管理責任者
- ・ 監査人の名簿及び保有する資格
- ・ 監査の実施内容及びスケジュール
- ・ 診断ツール、バージョン、メーカー名及び選定理由
- ・ 技術的診断が監査対象に影響を与える可能性や診断実施時の立会の必要性など診断を実施する上での注意事項
- ・ 令和7年度監査指摘点へのフォローアップ（希望団体のみ）
- ・ 監査結果報告書の概略

7 監査事前説明の実施

- (1) 参加団体の担当者を対象として、監査実施概要、診断方法、スケジュール、問い合わせ窓口、団体への事前確認事項等、監査の実施に当たり必要となる事項について説明する監査事前説明を実施する。
- (2) 監査事前説明に使用する資料（以下、「監査説明資料」という。）を協議会にあらかじめ提出するものとし、当該資料には前項に掲げる事項を記載すること。

8 団体別個別報告会の実施

- (1) 参加団体の担当者を対象として、5に掲げる業務の実施結果について説明する団体別個別報告会を実施する。
- (2) 報告会はオンライン（Web会議）形式で実施する。実施時期及び会議室情報等詳細については、別途参加団体と調整を行い決定する。
- (3) 1団体あたり45分程度により実施し、団体ごとの結果について説明するとともに、各担当者からの相談に応じること。
- (4) 当日使用する資料は実施日の2開庁日前までに団体へ電子メールにて送付すること。

9 監査結果に対する支援の実施

監査終了後、監査指摘事項に対する参加団体の対応方針に関してヒアリングを行い、参加団体が対応方針を決定できるよう支援を行うこと。

10 問合せ窓口

本監査に関する参加団体からの問合せに対応する窓口（電子メール又は電話によるサポート体制）を設置する。当該窓口は、診断に関する質問、診断日程の調整その他本業務の遂行に必要な事項への対応を行うものとする。電話による受付時間（対応可能時間）は、平日午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、開設時期は、監査事前説明資料の提出日から令和9年2月5日（金）までとする。

11 監査結果報告の実施

監査終了後、監査結果報告書を次のとおり作成、提出する。監査結果報告書の提出時期については、別途協議会と調整を行い決定する。

内容については、監査対象ごとに具体的な問題点とそれに対する改善提言を記述し、リスクレベル・優先度を付けることにより参加団体が改善計画を立案するのに役立つものとし、図表を交えて視覚的に参加団体のセキュリティレベルの格差が把握できる報告書とする。

なお、監査全体の結果報告は、下記(1)に定める監査結果報告書（総括編）を参加団体へ共有することにより行うものとする。あわせて、協議会個人情報等保護委員会において、対面により監査全体の結果報告し、委員からの質問に対応するものとする。

(1) 監査結果報告書（総括編）

参加団体共通の事項及び総括的事項について記載し、協議会に提出する。

(2) 監査結果報告書（各団体編）

5に掲げる業務の実施結果について、参加団体ごとに記載し、提出する。なお、脆弱性及びその対策の記載単位について、脆弱性単位、診断 I P 単位及び複数の診断 I P を含むグループ単位での記載に対応することとし、予備調査にて参加団体の希望を確認すること。

また、各参加団体から希望があった場合、外部への情報公開用資料を作成し、当該団体に提出する。（技術的診断及び監査を実施した結果、発見された脆弱性及び指摘された問題点については、セキュリティ情報の漏えいになるため記載しない。）

(3) 指摘事項一覧表

脆弱性単位、診断 I P 単位及び複数の診断 I P を含むグループ単位での記載に対応することとし、予備調査にて参加団体の希望を確認すること。

12 技術的要件

(1) 監査で使用する診断ツールについては次の内容に留意すること。

- ・攻撃者がシステムに仕掛けたと思われる不正プログラム（トロイの木馬等）を検出すること。
- ・破りやすいアカウントやパスワード、デフォルトのまま使用されているアカウントを検出すること。
- ・WEB で使用する CGI ファイルやプログラムの脆弱性（SQL インジェクション、クロスサイトスクリプティング、OS コマンドインジェクション等）を検出できること。なお、WEB サーバ 1 台あたり少なくとも 1 WEB 画面を対象として診断を行うこととなるが、対象とする画面数について監査実施計画書に明記すること。また、対象画面の選定にあたっては、当該 WEB サイトの特性に応じた効果的な診断が行われるよう配慮した上、団体と協議して決定すること。
- ・各種 OS に脆弱なバージョンがないかを診断すること。
- ・プロトコルスタック、アプリケーション等の脆弱性がないかを診断すること。
- ・開いているポートの検索を実施すること。（この場合、開いているポート番号を通知するだけでなく、そのサービスが何であるか特定すること。）
- ・診断時には、ネットワークへの過度な負荷を避けるよう配慮すること。
- ・脆弱性に対する解決策が診断結果に含まれること。
- ・システムに対する脆弱性の影響度を段階的に表示できること。

(2) 使用する診断ツールについて、監査実施計画書及び監査説明資料に明記すること。ま

た、WEB アプリケーションの脆弱性診断は、誤検知が生じにくい方法で行うこととし、診断方法について監査実施計画書及び監査説明資料に明記すること。

- (3) 技術的診断の実施に当たっては、監査対象及び行政 LAN/WAN の運用に対し、支障及び損害を与えないように努めること。なお、技術的診断の実施によってシステム障害等が発生した場合は、当該団体及び当該システム等の運用保守業者による復旧措置等に協力すること。

13 監査人要件

- (1) 監査チームを編成し、情報セキュリティ監査に必要な知識及び経験（過去5年以内の地方公共団体における情報セキュリティ監査の実績）を持ち、次に掲げるいずれかの資格を有する者を1人以上含めること。

- ①公認内部監査人
- ②公認会計士
- ③公認情報システム監査人
- ④システム監査技術者
- ⑤ISMS 主任審査員
- ⑥ISMS 審査員
- ⑦公認情報セキュリティ監査人

- (2) 技術的診断において、診断ツールを実行する者は、過去5年以内に診断ツールを使用して技術的診断を実施した実績があることを必須とする。また、診断は、必ず2人（オンサイト診断については現地に2人）以上で実施し、次のいずれかの基準を満たす者の監督下で行うこと。

- ①公認会計士を除く、上記(1)に掲げたいずれかの資格を有している。
- ②情報セキュリティスペシャリスト試験に合格又は情報処理安全確保支援士の資格を有している。

- (3) 本監査業務に従事する者は、監査対象となる情報資産の管理及び当該情報資産に関する情報システムの企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。

14 スケジュール

次によりスケジュールを作成し、協議会の承認を得ること。また、スケジュールに変更が生じた場合は速やかに協議会に報告すること。

- ・ 契約日～5月下旬 監査実施計画書作成
- ・ 6月中 監査事前説明
- ・ 7月～12月中旬 技術的診断、団体別個別報告会
- ・ 1月上旬 監査結果報告
- ・ 2月下旬 協議会個人情報等保護委員会

15 検収

成果物の納入をもって検収とする。

(1) 成果物

- | | |
|-----------------|------------------|
| ① 監査結果報告書（総括編） | 協議会に1部・参加団体ごとに1部 |
| ② 監査結果報告書（各団体編） | 参加団体ごとに1部 |
| ③ 指摘事項一覧表（別紙2） | 参加団体ごとに1部 |
| ④ 問合せ窓口運用報告書 | 協議会に1部 |

(2) 納入方法

電子データを電子メール添付又はCD-ROMに格納して納入すること。

なお納入の際は、容易に第三者に閲覧できないよう、パスワードを付す等のセキュリティ対策を講じること。

(3) 成果物の納入先

協議会が指示する場所とする。

(4) 成果物の納入期限

- | | |
|-----|---------------|
| ①～③ | ： 令和9年1月6日（水） |
| ④ | ： 令和9年3月5日（金） |

16 成果物の帰属

成果物及びこれに付随する資料は、すべて協議会及び参加団体に帰属するものとし、書面による協議会及び参加団体の承諾を受けないで他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。ただし、成果物及びこれに付随する資料に関し、受託者が従前から保有する著作権は受託者に留保されるものとし、協議会及び参加団体は、本業務の目的の範囲内で自由に利用できるものとする。

17 業務にあたっての受託者の義務

- (1) 本業務の再委託は原則禁止とする。ただし、やむを得ない理由により、本業務の一部を再委託する場合は、再委託先及び再委託する内容についてあらかじめ協議会の承認を得ること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、本業務に係る全ての情報資産を適切に管理する責任を負う情報管理責任者を定め、業務開始前に協議会に届け出ること。
- (3) 本業務の実施にあたっては、別途契約書の機密の保持に関する条項を遵守し、本業務に関連して知り得た情報について契約期間中及び契約後においても漏えいすることのないよう、情報管理体制を整備し、守秘義務に関する誓約書を協議会及び参加団体に対して提出すること。また、再委託先について、別途契約書の機密の保持に関する条項を遵守する旨の誓約書、本業務に従事する従事者名簿を協議会及び参加団体に対して提出すること。

- (4) 本業務の実施にあたっては、技術的診断が不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）に抵触しない行為である旨の覚書を参加団体と取り交わすこと。
- (5) 本業務に関連する資料を協議会及び参加団体外に持ち出す場合は、協議会及び参加団体の指示に従うこと。
- (6) 本業務の実施にあたっては、協議会と定期的に打合せを実施し、監査の進捗状況の報告、スケジュール等の調整、説明会・報告会等の企画・検討、課題や問題点の解決等について情報交換と報告を実施すること。また、打合せ内容について議事録を作成し、その都度提出して内容の確認を得るものとする。
- (7) 監査事前説明、監査結果報告及び団体別個別報告会で使用する資料は受託者が用意すること。
- (8) 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し業務を円滑に進めなければならない。

18 その他

- (1) 監査事前説明、監査結果報告及び団体別個別報告会について、開催方法を変更する場合は、協議会と協議の上決定するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については協議会と協議の上決定するものとする。

令和 8年度共同セキュリティ監査
参加団体及び診断IP数

仕様書別紙1

	団体名	技術的診断		
		オンサイト診断	セグメント数	リモート診断
1	愛知県	10	6	10
2	豊橋市	6	3	1
3	岡崎市	2	2	0
4	一宮市	1	1	2
5	瀬戸市	5	2	0
6	半田市	9	1	2
7	春日井市	6	2	1
8	豊川市	15	6	1
9	津島市	4	3	0
10	碧南市	0	0	2
11	刈谷市	0	0	5
12	豊田市	2	2	10
13	安城市	3	2	0
14	西尾市	9	2	1
15	蒲郡市	5	5	0
16	犬山市	2	1	1
17	常滑市	10	2	2
18	江南市	4	2	0
19	小牧市	16	2	0
20	稲沢市	4	2	4
21	新城市	6	2	3
22	東海市	14	3	0
23	大府市	4	1	0
24	知多市	5	4	2
25	知立市	0	0	2
26	尾張旭市	8	2	2
27	高浜市	7	2	0
28	岩倉市	2	1	0
29	豊明市	2	2	0
30	日進市	7	4	1
31	田原市	5	5	3
32	愛西市	6	3	0
33	清須市	8	3	1
34	北名古屋市	10	1	1
35	弥富市	3	3	3
36	あま市	2	2	0
37	長久手市	1	1	1
38	東郷町	7	5	2
39	豊山町	3	2	0
40	大口町	4	2	0

	団体名	技術的診断		
		オンサイト診断	セグメント数	リモート診断
41	扶桑町	3	1	1
42	大治町	5	2	0
43	蟹江町	4	2	0
44	飛島村	3	3	0
45	阿久比町	8	3	0
46	東浦町	18	4	2
47	南知多町	6	1	1
48	美浜町	3	2	1
49	武豊町	6	4	0
50	幸田町	7	1	2
51	東栄町	2	1	0
52	豊根村	1	1	0
	合計	283	119	70

